

国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)		1 退職共済年金 3 退職年金 5 障害年金	2 障害共済年金 4 減額退職年金
地方公務員等共済組合法			
私立学校教職員共済法			
旧農林漁業団体職員共済組合法 (特別年金給付)		1 特別退職共済年金 3 特別障害共済年金 5 特別減額退職年金	2 特別障害共済年金 4 特別退職年金 6 特別障害年金
地方公務員の退職年金に関する条例		1 退職年金 4 増加退職料	2 退職料 5 傷病年金 3 障害年金
日本製鉄八幡共済組合		1 退職年金	2 障害年金
執行官法		1 普通恩給	2 増加恩給
共済組合(旧令)等特別措置法		1 退職年金	2 障害年金 3 公務員傷病年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法		1 障害年金	

(○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。)

基礎年金番号									
年金コード又は証書記号番号									
1 証書の発行機関									
権利取得年月									
年金コード又は証書記号番号									
2 証書の発行機関									
権利取得年月									

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

(※代筆の場合は、申立者の印を押ししてください。)

(国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正)

第二条 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令(平成十八年総務省令第四十九号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則(昭和三十三年総理府令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「支払通知書が還付されたときの取扱」に、同条第一項を次のように改め、同条第二項を削る。

第六条 裁定庁は、互助年金の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書(支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。)が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき互助年金の支給を差し止めることができる。

別記第二十二号書式中

別記第二十二号書式中	別記第二十二号書式
現住所	郵便番号 □□□□-□□□□ 都道府県
現住所	郵便番号 □□□□-□□□□ 都道府県
支給郵便局	都道府県 郵便局
	(電話番号 □□□□-□□□□)

現住所	郵便番号 □□□□-□□□□ 都道府県
	(電話番号 □□□□-□□□□)

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

厚生労働省告示第二四三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第百九十五号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年五月十五日
厚生労働大臣 田村 憲久

我が国の障害保健福祉施策においては、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が、基本的権利の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現に寄与することを旨として、制度を整備してきたところである。

平成十五年度においては、障害者の自己決定を尊重するため、行政が障害者に必要なサービスの内容等を決定する措置制度から、障害者が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度へと転換した。

平成十八年度においては、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の施行により、身体障害者及び知的障害者に加え、支援費制度の対象となつていなかった精神障害者も含めた一元的な制度を確立した。また、同法においては、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等を受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行った。さらに、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画(市町村障害福祉計画)(同法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。)&及び都道府県障害福祉計画(同法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入した。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実等を経て、平成二十五年からは、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）として施行された。法においては、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会を確保し及びどこで誰と生活するかに資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げるとともに、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや障害者等に対する支援の拡充を行い、障害福祉計画については、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずることを法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとした。

この指針は、法の趣旨等を踏まえ、特に、平成二十七年からは全てのサービス利用に関してサービス等利用計画（法第五條第二十項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）の作成が可能な体制を整備することを前提として、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成二十九年年度末の目標を設定するとともに、平成二十七年から平成二十九年年度までの第四期障害福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一の一の1から4まで以外の部分中「障害者及び障害児」を「障害者等」に、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を「共生社会」に、「こと及び」を「こと」とし、「並びに」及び「及び」に改め、同一の一の見出し中「自己選択の尊重」を「尊重と意思決定の支援」に、同一一中障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を「共生社会」に改め、「ため」の下に、「障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに」を加え、「障害者等」を「その」に改め、同一の2中「であつて」を「であつて」に、「第一条で定める」を「別表に掲げる」に改め、「をいう」の下に「以下同じ」を加え、「均てん」を「均てん化」に改め、「発達障害者」の下に「及び高次脳機能障害者」を加え、「高次脳機能障害者」についても同様である。「を」さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づき給付の対象となつていく旨の周知を図つていく」に改め、同一の3の見出し中「地域生活移行」を「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」に改め、同3中「から」の下に「入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から」を加え、「移行」を「移行、地域生活の継続の支援」に改め、「新たな」及び「るとともに」を削り、「身近な地域におけるサービス」を「地域生活支援の」に改め、同3に次のように加える。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体制の確保及び場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立つた継続した支援を行う必要がある。

こうしたサービス提供体制の整備については、個別の状況に応じて、関係者や障害者本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画に位置づけ、計画的に推進する。

第一の二中「数値」を削り、同一の一中「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援」を「居宅介護（法第五條第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）、同行援護（同条第四項に規定する同行援護をいう。以下同じ。）、行動援護（同条第五項に規定する行動援護をいう。以下同じ。）及び重度障害者等包括支援（同条第九項に規定する重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）」に改め、同一の2中「生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センター」を「療養介護（法第五條第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）、生活介護（同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）、短期入所（同条第八項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）、自立訓練（同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）、就労移行支援（同条第十三項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）、就労継続支援（同条第十四項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。）及び地域活動支援センター（同条第十五項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）」に改め、同一の3の見出し中「入所等から地域生活への移行の推進」を「地域生活支援拠点等の整備」に改め、同3中「グループホーム」の下に「法第五條第十五項に規定する」を、「とともに」の下に「地域移行支援（同条第十八項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第十九項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）」を加え、「福祉施設への入所又は病院への入院をいう」を削り、同3に次のように加える。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによつて、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設（同条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備を図る。なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要がある。また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「面的な体制」という。）の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

第一の三を次のように改める。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠である。

障害福祉サービスの利用に当たつて作成されるサービス等利用計画については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持することが重要であることから、平成二十七年以降の利用者数の増加等に際して更なる体制を確保する必要がある。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援（法第五條第十六項に規定する地域相談支援をいう。以下同じ。）等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行わなければならない。このため、都道府県及び市町村は、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の情情を的確に把握し、特定相談支援事業所（法第五十一條の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）の充実のため、必要な施策を確保し、いかなければならない。なお、これらの取組を効果的に進めるため、市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター（法第七十七條の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。）を有効に活用することが重要である。

また、相談支援体制の構築が進むに伴い、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む）を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化するにも考えられることから、障害者支援施設等（障害者支援施設、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一号第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設）のぞみの園が設置する施設をいう）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）第七号第一項の児童福祉施設をいう）又は療養介護を行う病院（法第五十二条法律第六十六号）第七号第一項の児童福祉施設をいう）又は療養介護を行う病院（法第五十二条法律第六十六号）第七号第一項の児童福祉施設をいう）をいう。以下同じ。）に入所又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している障害者等の数を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要がある。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要である。

これらの相談支援の提供体制の確保を含む障害者等への支援の体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）を置くよう努めなければならない。

協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組みとともに、都道府県又は市町村が障害福祉計画を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である。

協議会の運営においては、協議会の下に部会を設置し、当該部会を積極的に開催する等の協議会の活性化を図ることが重要である。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望ましい。また、発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）や難病の患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきたことを踏まえ、都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）が設置する協議会においては、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第五十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）や難病相談・支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。また、発達障害者等や難病の患者等への支援体制の整備については、都道府県、発達障害者等に関する事案については指定都市を含む）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を図ることが望ましい。

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

都道府県及び市町村は、障害児を支援する体制を確保するために、法第八十八条第三項第二号又は第八十九条第三項第四号に掲げる「その他の関係機関との連携」の一環として、児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童福祉法第六十二条の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）及び障害児入所支援（同法第七十二条に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）の整備についても障害福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努めるものとする。

第二の一から四まで以外の部分中「障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずは平成二十六年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。を「平成二十九年度を目標年度とする障害福祉計画において必要な障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業（法第七十七条に規定する市町村の地域生活支援事業及び法第七十八条に規定する都道府県の地域生活支援事業をいう。以下同じ。）の提供体制の確保に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（別表第一の上欄に掲げる事項）の成果目標を達成するために必要な量をいう。以下同じ。）を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。」に改める。

第二の一（中「平成十七年十月一日時点において、を「平成二十五年末時点において、平成二十六年度末」を「平成二十九年末」に、「数値目標」を「目標値」に、に当たっては、平成十七年十月一日時点」を「に当たっては、平成二十五年末時点」に、「三割」を「十二パーセント」に、「平成十七年十月一日時点の施設入所者から一割」を「平成二十五年末時点の施設入所者数から四パーセント」に改め、「基本とする。」の次に次のように加える。

また、当該目標値の設定に当たり、平成二十六年度末において、障害福祉計画で定めた平成二十六年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成二十九年末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合に合わせた割合以上を目標値とする。

第二の一（中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同一に次のように加える。

第二の一（中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同一に次のように加える。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行に取り組むことと併せて、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うこと及び地域との交流を確保するとともに地域の障害者等に対する支援を行う等地域に開かれていることが望ましい。

第二の一（中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同一に次のように加える。

第二の一（中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同一に次のように加える。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行に取り組むことと併せて、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うこと及び地域との交流を確保するとともに地域の障害者等に対する支援を行う等地域に開かれていることが望ましい。

第二の一（中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同一に次のように加える。

第二の一（中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同一に次のように加える。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行に取り組むことと併せて、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うこと及び地域との交流を確保するとともに地域の障害者等に対する支援を行う等地域に開かれていることが望ましい。

第二の一（中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同一に次のように加える。

第二の一（中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同一に次のように加える。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行に取り組むことと併せて、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うこと及び地域との交流を確保するとともに地域の障害者等に対する支援を行う等地域に開かれていることが望ましい。

第二の一（中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同一に次のように加える。

第二の一（中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同一に次のように加える。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行に取り組むことと併せて、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うこと及び地域との交流を確保するとともに地域の障害者等に対する支援を行う等地域に開かれていることが望ましい。

第二の一（中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同一に次のように加える。

第二の一（中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同一に次のように加える。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行に取り組むことと併せて、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うこと及び地域との交流を確保するとともに地域の障害者等に対する支援を行う等地域に開かれていることが望ましい。

第二の三中「就労移行支援事業等」の下に「生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。」を加え、「平成二十六年度中」を「平成二十九年まで」に、「数値目標」を「目標値」に、「目標の設定」を「当該目標値の設定」に、「平成十七年度」を「平成二十四年度」に、「四倍」を「二倍」に、「が望ましい」。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十六年度末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十六年度末における就労継続支援事業の利用者のうち三割以上の者が就労継続支援(A型)事業を利用することを旨とする。なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。「を基本とする。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成二十九年までにおける利用者数が平成二十五年年度末における利用者数の六割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業のうち、就労移行率が三割以上の事業所を全体の五割以上とすることを目指すものとする。」に、「各都道府県が定める障害保健福祉圏域(以下「圏域」という。))を「圏域」に、「別表第一の上欄」を「別表第一の一の表各項目」に、「について、平成二十六年度の数値目標」を「を平成二十九年までの活動指標として」に、「平成二十六年度の目標工賃等」を「目標工賃等」に改め、同三を同四とし、同四の前に次のように加える。

三 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ)について、平成二十九年年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

第三の一の一「数値目標」を「成果目標」に改め、同一の四中「第十九条第二項第一号を「第八十九条第二項第二号」に改め、同一の六中「都道府県介護保険事業支援計画をいう。」の下に、「子ども子育て支援事業計画(子ども子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども子育て支援事業計画及び同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども子育て支援事業支援計画をいう。))」を、同一の七の見出し中「評価」の下に「並びに必要な措置」を加え、同七に次のように加える。

そのため、成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。中間評価の際には、協議会、合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めることが望ましい。

これに加え、活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことが望ましい。

第三の二の1から4まで以外の部分中「別表第二」を「別表第二の一」に改め、「同表」の下に「の」を加え、同一の一「目標」を「成果目標」に、「数値目標」を「当該成果目標」に改め、同一の二「中」平成二十六年度」を「平成二十九年まで」に、「別表第三」を「別表第一」に改め、「就労継続支援(B型)」の下に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。))第六十条の第十二号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。」を加え、同二の三「三の1の(三)」を「三の2の(四)」に改め、同二の四「(四)」の前に次のように加える。

(三) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等各地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討する。当該検討に当たっては、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

第三の二の3中「開して」の下に「第二に定める成果目標の達成に資するよう」を加え、同三の1から6まで以外の部分中「別表第四三」を「別表第三の三」に改め、「同表」の下に「の」を加え、同三の一「中」目標」を「成果目標」に、「数値目標」を「成果目標」に改め、同三の二「中」平成二十六年度」を「平成二十九年まで」に改め、同二の三「中」平成二十六年度」を「平成二十九年まで」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同二の四「(四)」を「三の二の(四)」とし、同二の四の前に次のように加える。

(三) 地域生活支援拠点等の整備及び市町村の支援等

地域生活支援拠点等の整備については、都道府県は二の二の(三)における検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備に関する検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図る。また、都道府県は、市町村又は圏域における地域生活支援拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行う。

第三の三の3中「平成二十六年度」を「平成二十九年まで」に、「別表第三」を「別表第一」に改め、同三の四「(中)「することとしている」を「している」に、「新たに重度訪問介護従事者養成研修」を「居宅介護職員初任者研修」に改め、「等を実施している」の次に次のように加える。

行動障害を有する者の特性に応じた支援については、当該支援を一貫性を持って実施できるように、施設従事者、居宅介護従事者等に対し、強度行動障害支援者養成研修を実施することとしている。また、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるように、保健所、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第六十一条の精神保健福祉センターをいう。以下同じ)等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組みることが望ましい。

第三の三の4「(中)「それぞれの研修を」の下に「サービス種別ごとに」を加え、同三の4の(三)中「協議会を活用すること等により」を「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応(平成二十四年十二月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室作成)に沿って」に、「構築」を「活用」に改め、「について定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けたシステムの整備」を削り、「取り組む」の下に「とともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行う」を、「重要である」の下に「さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい」を加え、「また、市町村においては、引き続き」に改め、「場合」の下に「速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに」を加え、「速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うことができる体制を整備しておく」を「今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取る」に改め、同(三)に次のように加える。

障害者の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある。

第三の三の5中「に関して」の下に「第二に定める成果目標の達成に資するよう」を加え、同四の1「中」第三期」を「第四期」に、「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年年度から平成二十九年年度まで」に改め、同四の2の見出し中「及び見直しの時期」を削り、同四の3及び5を削り、同四の4を同四の3とし、同四を同五とし、同五の前に次のように加える。

四 障害児支援のための計画的な基盤整備

第一の四の基本的考え方を踏まえ、障害福祉計画に障害児支援の基盤整備に係る内容を作成するに当たっては、可能な限り一から三までに準じて行うものとする。障害児支援の種別ごとの必要量を見込むに当たっては別表第一の六の表を参考としつつ、可能な限り障害児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、現在の利用実績等に関する分析、障害児及びその家族の支援の利用に関する意向等を勘案した上で、地域における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

また、障害児支援の基盤整備の計画を設定するに当たっては、以下に掲げる事項について、特に配慮が必要である。

1 児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備

児童発達支援センター(児童福祉法第七十七条第一項の児童発達支援センターをいう。)について、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図る必要がある。特に、保育所等訪問支援(同法第六条の二第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)等の実施される体制を構築することが望ましい。

また、障害児入所施設(同法第七条第一項に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。)についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する療育機関としての役割を担う必要がある。特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備が望ましい。

2 子育て支援に係る施策との連携

障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づき子育て支援施策との緊密な連携を図る必要がある。また、障害児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局との連携体制を確保することが必要である。

3 教育との連携

障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する支援の基盤整備の強化を図るとともに、福祉、医療、教育等の関係機関において、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ることが必要である。

また、虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要である。

5 障害児通所支援及び障害児入所支援の一体的な方針の策定

障害児入所支援については、都道府県が実施者として必要な整備量の見込及びその確保のための方策を盛り込んだ方針を作成する必要がある。

また、障害児通所支援と障害児入所支援は障害児支援の両輪として、相互に連携を取りながら進める必要があるため、都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要である。

別表第一を次のように改める。

別表第一 福祉施設から一般就労への移行等

<p>就労移行支援事業(就労移行支援を行う事業をいう。以下同じ。)及び就労継続支援事業(就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。)の利用者の一般就労への移行</p> <p>公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、平成二十九年において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する。</p> <p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成二十九年において、福祉施設の利用者が、必要なチーム支援を受けられることができるよう、支援件数の見込みを設定する。</p>
<p>障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十九年において、障害者トータル雇用事業(障害者雇用)の経験がない事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深めることを目的とする常用雇用への移行を進めることとする。事業をいう。以下同じ。)について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要となる者が、必要となる者が活用できるよう、開始者数の見込みを設定する。</p>
<p>障害者トータル雇用事業の開始</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十九年において、障害者トータル雇用事業(障害者雇用)の経験がない事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深めることを目的とする常用雇用への移行を進めることとする。事業をいう。以下同じ。)について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要となる者が、必要となる者が活用できるよう、開始者数の見込みを設定する。</p>
<p>職場適応援助者による支援</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行する者の職場適応を容易にするため、平成二十九年において、職場適応援助者(障害者の雇用促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。)による支援を行う。福祉施設から一般就労への移行を受ける者について、福祉施設から一般就労への移行を受ける者数の見込みを設定する。</p>
<p>障害者就業・生活支援センター事業による支援</p>	<p>都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行した者の職場定着を図るため、平成二十九年において、福祉施設から一般就労への移行した者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。)による支援を受けられることができるよう、支援対象者数の見込みを設定する。</p>

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等の二つ平均的な一人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
三 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所（福祉型、医療型） 生活介護 自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。） 自立訓練（生活訓練）（規則第六条の七第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）	現に利用している者の数、障害者等の二つ平均的な一人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者等の二つ平均的な一人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援（A型）（規則第六条の七第一号の就労継続支援（A型）をいう。以下同じ。）	現に利用している者の数、障害者等の二つ平均的な一人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援（B型）	現に利用している者の数、障害者等の二つ平均的な一人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
療養介護	現に利用している者の数、障害者等の二つ平均的な一人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

短期入所（福祉型、医療型）	現に利用している者の数、障害者等の二つ平均的な一人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
四 共同生活援助、施設入所支援 共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等の二つ平均的な一人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
施設入所支援	平成二十五年年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行後、応が困難な者の利用といたつた真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
五 相談支援 計画相談支援（法第五条第十六項に規定する計画相談支援をいう。）	障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域移行支援	施設入所者の地域生活への移行後、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後、地域移行支援の利用が見込まれる者の数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域定着支援	単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行後、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後、地域定着支援の利用が見込まれる者の数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

六 障害児通所支援 障害児入所支援 障害児相談支援

<p>児童発達支援(児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)</p> <p>放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。)</p> <p>保育所等訪問支援</p>	<p>地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数の推移、障害児等の入所施設からの受入れ状況の利用が見込まれる障害児の数の平均的な一人当たり利用量を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>
<p>医療型児童発達支援(児童福祉法第六條の二第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)</p>	<p>地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数の推移、障害児等の入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数の平均的な一人当たり利用量を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>
<p>福祉型児童入所支援</p> <p>医療型児童入所支援</p>	<p>地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数の推移、障害児等の入所施設から退所した後に福祉型児童入所支援の利用が見込まれる障害児の数の平均的な一人当たり利用量を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。</p>

別表第一中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、同表の二の項中「地域生活への移行」の下に、「地域生活支援拠点等の整備」を加え、「数値目標」を「成果目標」に改め、同表の三の項中「別表第三」を「別表第一」に、「③ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策を定めること」を「④ 各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等の整備の方策を定めること」を「④ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策を定めること」に改め、同表の四の項中「第一」に定める成果目標の達成に資するよう」を加え、同表の六の項中「及び見直しの時期」を削る。

別表第三を削る。

別表第四中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、同表の三の項中「地域生活への移行」の下に、「地域生活支援拠点等の整備」を加え、「における数値目標」を「における成果目標」に改め、同表の四の項中「第一」に定める成果目標の達成に資するよう」を加え、同表の十の項中「及び見直しの時期」を削り、同表を別表第三とする。

「における数値目標」を「における活動指標」に、

① 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職者数
 ② 障害者試験雇用事業の開始者数
 ③ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
 ④ 職場適応援助者による支援の対象者数
 ⑤ 職場適応援助者による支援の対象者数
 ⑥ 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の移行者数
 ⑦ 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者への移行者数
 ⑧ 障害者トリアル雇用事業の開始者数
 ⑨ 職場適応援助者による支援の対象者数
 ⑩ 障害者就業・生活支援センター事業による支援の対象者数

「を」を「に改め、同表の四の項中」② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要の見込量の確保のための方策を定めること」を「② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要の見込量の確保のための方策を定めること」に改め、同表の七の項中「第一」に定める成果目標の達成に資するよう」を加え、同表の十の項中「及び見直しの時期」を削り、同表を別表第三とする。

○農林水産省告示第六百五十八号

種苗法(平成十年法律第八十三号)第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年五月十五日

農林水産大臣 林 芳正

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Abeinoschus esculentus (L.) Moench	トーホク 白1号	株式会社トーホク 栃木県宇都宮市東町309番地	第28738号 平成25年12月10日
Agapanthus L'Her.	Little Dutch White	Agro Fleur Select B.V. Noordeinde 165 b 2371CR Roelofarendsveen, The Netherlands	第28760号 平成25年12月16日
Aster L.	DASGRA	有限会社ジュー・アスト・エツチ・ジャパン 愛知県長久手市砂丁607番地	第28748号 平成25年12月11日
〃	DASMAG	〃	第28749号 平成25年12月11日
Bidens L.	アチアチー	浅野寿晴 岐阜県岐阜市日置江323	第28742号 平成25年12月10日
〃	アトロペリーニル	〃	第28743号 平成25年12月10日
Carnelia sinensis (L.) Kuntze	きらり31	宮崎県 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号	第28772号 平成25年12月20日
Campulocinium macrocephalum (Less.) DC.	ブルーリーナス コット	浅野寿晴 岐阜県岐阜市日置江323	第28744号 平成25年12月10日
Catharanthus roseus (L.) G. Don	IS25号	佐藤敦 群馬県高崎市下中居町421	第28771号 平成25年12月20日
Chrysanthemum x morifolium Ranat.	DEKMEMO	ジャパンアグリバイオ株式会社 静岡県浜松市中区板屋町110番地の5	第28739号 平成25年12月10日
〃	DEKMACARON	〃	第28740号 平成25年12月10日
〃	とんかつ小夏の星	群馬県 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号	第28745号 平成25年12月10日